

第 2 回少人数教育推進検討委員会

日 時：令和 8 年 7 月 1 4 日（火）

午後 2 時～

会 場：山梨県庁防災新館 301, 302 会議室

【次 第】

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 報告

（1）第 1 回少人数教育推進検討委員会の概要について 資料 1

4 議題

（1）中学校における少人数教育の在り方について 資料 2

5 その他

6 閉 会

【参考資料】

- ① 各学年の特徴と発達段階に応じた指導の工夫例
（令和 2 年度少人数教育推進検討委員会報告書より）
- ② 中学校 1 年生を 1 学級増とした場合の週持ち授業時数の試算
- ③ 令和 8 年度はぐくみプラン該当基準
- ④ 令和 8 年度 35 人学級編制とアクティブクラス

第 1 回少人数教育推進検討委員会の概要

1 報告事項

令和 6 年度の検討委員会の概要と県の取り組み、令和 7 年度の効果検証を踏まえた成果と課題について、事務局から説明。

2 議題

(1) 25 人学級導入の効果等の検証について

- ・ 25 人学級導入の効果検証の目的や内容、調査対象、調査方法等について説明。
- ・ 令和 2 年度から実施している調査結果の概要を暫定値として説明。

(2) 中学校における少人数教育の在り方に関する意見交換

(委員からの主な発言)

- ・ 現在の「はぐくみプラン」にある 1.5 人の加配が非常に有効であり、柔軟な対応ができるので継続していくことが重要である。
- ・ 少人数学級には賛成であるが、中学校の場合、教科の配置の問題が大変難しい。
- ・ 発達段階の違いは確かにあるが、中学校での教員の働き方改革、不登校生徒の増加、中 1 ギャップなどの問題を考慮しなければならない。
- ・ 小学校、中学校の接続が難しく、中 1 ギャップという言葉もある中で、少人数学級は有効だと思う。
- ・ 中学校の少人数教育を推進するに当たり、キャリア形成の観点から、中学生の自己肯定感などについてみていきたい。
- ・ 教科担任制を実施している中学校においては、人的配置などについて、柔軟な運用が必要ではないか。
- ・ 小中学校の連携という視点も非常に大切である。
- ・ 探究的な学びを大事にし、学びの本質を高めていくには、先生方が子供一人一人と関わっていく時間が非常に大切である。
- ・ 全教職員で子供たちに当たっていく体制を学校が考えることが大事であり、そのためには校長のマネジメントがとても重要である。

など

議題（１）中学校における少人数教育の在り方について

【経過】 令和 6 年度少人数教育推進検討委員会報告書（中学校への接続について）より

なお、中学校における少人数教育の推進については、令和 4 年度の報告書で次のように述べられている。

中学校の時期は、多くの友達と触れ合い、豊かな人間関係、多様性に対する認識を広げることが重要であることや、多人数の学級編制により授業や学校行事において教育効果が高まることが期待できる。こうした観点から、中学校はある程度の集団規模による学級編制が望ましいと考えられる。このことは、令和 2 年度の検討委員会においても指摘されていることであるが、このことを踏まえつつ、国の動向にも注視しながら、中学校における少人数教育の推進について検討していくことが求められる。

中学校の少人数教育の推進については、本年度の検討委員会では主要な議論とはならなかったが、今後、国の動向にも注視しつつ、中学生の発達段階やカリキュラムの観点などを踏まえながら考えていく必要がある。

【現状】 令和 8 年度学級編制基準

	小学校						中学校		
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	1 年	2 年	3 年
国基準	35 人	35 人	35 人	35 人	35 人	35 人	35 人	40 人	40 人
県基準	25 人	25 人	25 人	25 人	25 人 (30)	25 人 (30)	35 人	35 人	35 人

※国は、令和 9 年度に中学校 2 年生の学級編制基準を 35 人とする。

【論点】

① 中学校における少人数教育を進めるにあたり、どのようなことを考慮する必要があるか。

- ・中学生の発達段階の特性
- ・中学校の教育活動の特性
- ・小中学校の接続
- ・教員の負担軽減 など

② 中学校における少人数教育は、どのような方策が望ましいか。

- ・小中学校の指導形態の違い
- ・アクティブクラスの効果 など

〈各学年の特徴と発達段階に応じた指導の工夫例〉 令和2年度少人数教育推進検討委員会報告書より

校種	小学校			
学年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
各学年の特徴	・幼児教育と小学校教育の円滑な接続 ・具体的な活動や体験を通じた学習が大切な時期 ・友達の大切さを実感させることが大切な時期 ・学校での生活に慣れ、学校生活を楽しく送ることができるようにすることが大切な時期		・社会、理科、総合的な学習の時間、外国語活動が始まる。(第3学年) ・より各教科等の特質に応じた学びにつなげる時期 ・教科を横断した学びが始まる時期 ・生活集団において、日頃から切磋琢磨したり、多様な意見に触れたりする機会が増えてくる時期 ・児童会活動を中心とした自治的、自発的な活動への参画	
発達段階に応じた指導の工夫の観点例	・小学校生活に慣れるために、児童一人一人に対応したきめ細かな指導の充実を図る。 ・基礎的・基本的な学習習慣・生活習慣の確立を図る。		・児童生徒一人一人に対応したきめ細かな指導の充実を図る。 ・発達段階に応じて、学級集団の質を高め、児童生徒一人一人の考えを生かした指導の充実を図る。 ・児童生徒が切磋琢磨できる環境を確保し、社会性や協調性、たくましさの育成を図る。	
学級集団づくりの工夫	学級集団による生活に慣れる (学校生活を楽しく送ることができる指導)		学級集団の基礎をつくる (より大きな集団においても個人と集団が調和的に発達できる指導)	
授業づくりの工夫	・他学年より少人数でのきめ細かな指導 ・一人一人のつまずきを早期に見いだす ・中学年以降の学習の素地を形成する		・お互いに切磋琢磨するような関係やいろいろな友達と関わる場の設定 ・考えを出し合って考えを練り合う授業 ・児童生徒が班や係等のグループ活動で、リーダーを多数経験できる環境の設定 ・合奏や合唱、グループでの表現活動、体育的活動がダイナミックにできる場の設定	
	・主体的・対話的で深い学びの視点に基づいた授業改善 ・ICTを活用したきめ細かな教育			
文部科学省(H29)小学校学習指導要領解説総則編 中学校学習指導要領解説総則編(抜粋)	低学年は、幼児期の教育を通して育まれてきたことを基に、学習の質に大きく関わる語彙量を増やすことなど基礎的な知識及び技能の定着や、感性を豊かに働かせ、身近な出来事から気付きを得て考えるなど、中学年以降の学習の素地を形成していく時期である。この2年間で生じる学力差が、その後の学力差の拡大に大きく影響しているとの課題も指摘されており、一人一人のつまずきを早期に見だし、指導上の配慮を行っていくことが重要である。(p20)		中学年は、生活科の学習が終わり、社会科や理科の学習が始まるなど、具体的な活動や体験を通して低学年で身に付けたことを、より各教科等の特質に応じた学びにつなげていく時期である。指導事項も次第に抽象的な内容に近づいていく段階であり、そうした内容を扱う学習に円滑に移行できるような指導上の配慮が課題となる。(p20)	
文部科学省(H29)小学校学習指導要領解説特別活動編 中学校学習指導要領解説特別活動編(抜粋)	就学前教育との関連を図り、入学当初から徐々に大きな集団における幅広い人間関係の中で活動できるようにし、集団で活動する楽しさを味わわせたり、上学年の児童が温かく見守るようにしたりするなどして、安心して学校に通えるようにすることが大切である。 集団活動を通して他者に対して行っていくことや悪いことをしっかりと自覚できるようにすることが大切である。その他にも、友達の大切さを実感させたり、徐々に児童が学校での生活に慣れるようにしたりして、学校生活を楽しく送ることができるように計画的に指導することが重要である。 様々な集団活動や体験活動を通して、児童が協力したり助け合ったりして学校生活を楽しくする(中略) ことができるようにすることが大切である。(p27)		低学年の経験を生かしつつ、例えば、児童の集団活動に対する強い興味・関心の出現、自発的な活動の高まりなどを積極的に生かし、特に楽しく豊かな学級生活づくりのための係活動などの充実を図ったり、多様な集団に所属してよりよい人間関係を築く態度を形成するための活動を充実させたりする必要がある。 生活や遊びのきまりをつくって守る活動やよりよい生活を築くために集団としての合意形成の方法などを理解して話し合う活動ができるようにしたり、集団の秩序や規範、集団活動の方法などを自分たちでつくり上げたり、そのための方法を身に付けたりすることができるようになる指導することも大切である。さらには、高学年に向けて学年の集団など他の学級と一緒に活動に取り組む機会を適切に設けるなどして、より大きな集団においても個人と集団が調和的に発達できるようにすることが大切である。 様々な集団活動や体験活動を通して、互いを尊重し、協力し合って学級づくりに主体的に参画する(中略) ように指導することも大切である。(p28)	

小学校		中学校		
第 5 学年	第 6 学年	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
・小学校教育と中学校教育の円滑な接続 ・家庭科、外国語科が始まる。(第 5 学年) ・一部教科担任制による、より専門的な学習(算数、理科、外国語等) ・小学校段階において育成を目指す資質・能力を育む時期 ・思春期にさしかかり、多様な他者と切磋琢磨しつつお互いの価値観を認めることの大切さを実感する時期		・小学校教育と中学校教育の円滑な接続 ・教科担任制による、より専門的な学び ・中学校段階において育成を目指す資質・能力を育む時期 ・多くの友達と触れ合い、豊かな人間関係、多様性に対する認識を広げることが重要な時期		
同左		同左		
学級集団の質を高める (社会的自立を高める中学校への指導につながる ことができる指導)		学級集団の質をより高める (生徒が自らの力で組織を作り、活動計画を立て、協力し合っ て学びに向かう集団づくりができるように導く)		
同左		同左		
同左				
高学年は、児童の抽象的な思考が高まる時期であり、教科等の学習内容をより深く、小学校段階において育成を目指す資質・能力を育み、中学校以降の教育に確実につなげていくことが重要である。 (p20)		中学校段階は小学校段階と比べ心身の発達上の変化が著しく、また、生徒の能力・適正、興味・関心等の多様化が一層進展するとともに、内面的な成熟へと進み、性的にも成熟し、知的な面では抽象的、論理的な思考が発達するとともに社会性なども発達してくる。また、年齢的には 12 歳から 15 歳までという、成長が著しい時期に当たるので、学年による生徒の発達の差違にも留意しなければならない。各学校においては、このような生徒の発達の段階を的確に把握し、これに応じた適切な教育を展開することが必要である。(p19)		
高学年としての役割や責任を果たしたり、リーダーシップを発揮したりする活動を多様に設定するとともに、多様な他者を認めることの大切さを実感できるようにしたり、友人関係の大切さについて、経験を通して理解できるようにしたりすることが大切である。 よりよい自己実現を図るため、希望や目標をもって生きることの意義や、現在及び将来の自己の生き方を取り上げたり、中学校の学級活動等の指導との関連を図った指導計画を作成したりするなど、小中の接続に関わる課題に配慮し、社会的な自立を高める中学校への指導につながる ことができるような教育活動を重視する必要がある。 様々な集団活動や体験的な活動を通して、互いに信頼し支え合い、学級や学校の生活づくりに主体的に参画する(中略) ことができるように指導することも大切である。(p29～p30)		中学校段階の生徒の成長の過程における主な特徴としては、思春期に入り、親や周りの友達と異なる自分独自の内面の世界があることに気付いていくことが挙げられる。また、内面の世界が周りの友達にもあることに気付き、友人との関係が自分に意味を与えてくれると感じる。(中略) このように中学生の時期には、自我の目覚めや心身の発達により自主独立の要求が高まることから、生徒の自発的、自治的な活動を可能な範囲で尊重し、生徒が自らの力で組織を作り、活動計画を立て、協力し合っ て学びに向かう集団づくりができるように導くことが大切になる。 生徒の自主性が高まるとはいえ、生活経験や社会体験もまだ十分でなく、自分の考えも十分な自信がもてない時期でもあるため、当然教師の適切な指導や個別の援助が必要である。(中略) 他者、社会、自然などとの環境との関わりの中で生きるという自覚を持って成長していくことができるようにすることが大切である。そのためには学校における多様な集団活動の充実を図ること(中略) が重要である。(p25～p26)		

別紙 令和8年度はぐくみプラン該当基準

はぐくみプラン実施要綱に基づき、はぐくみプランの該当基準を以下に定める。

※ 短時間勤務の教員…再任用教員（短時間勤務）、非常勤講師（年間 700 時間）

○ 小学校 1～4 年生

（1）1 クラスの場合…アクティブクラス

35 人学級編制において、学年 1 学級で、かつ、児童数が 26～35 人の学級に原則短時間勤務の教員 2 名を加配することができる。

（2）2 クラス以上の場合…25 人学級編制

35 人学級編制において、学年 2 学級以上で、かつ、1 学級当たりの平均児童数が 25 人を超える学校は次のいずれかを選択する。

〈25 人学級編制〉

・25 人学級編制を実施した際の増加学級数と同数の加配を行う。

〈アクティブクラス〉

・35 人学級編制の学年については、常勤教員または短時間勤務の教員を加配することができる。ただし、その学年に新たに加配される教員数の上限は、25 人学級編制を実施した際の増加学級数と同数とする。
また、常勤教員 1 名は短時間勤務の教員 2 名に換算できる。

○ 小学校 5～6 年生

（1）1 クラスの場合…アクティブクラス

35 人学級編制において、学年 1 学級で、かつ、児童数が 31～35 人の学級に原則短時間勤務の教員 2 名を加配することができる。

（2）2 クラス以上の場合…30 人（令和 8 年度の県基準）

35 人学級編制において、学年 2 学級以上で、かつ、1 学級当たりの平均児童数が 30 人を超える学校は次のいずれかを選択する。

〈県基準：30 人で学級編制〉

・30 人で学級編制を実施した際の増加学級数と同数の加配を行う。

〈アクティブクラス〉

・35 人学級編制の学年については、常勤教員または短時間勤務の教員を加配することができる。ただし、その学年に新たに加配される教員数の上限は、30 人で学級編制を実施した際の増加学級数と同数とする。また、常勤教員 1 名は短時間勤務の教員 2 名に換算できる。

○ 中学校 1 年生

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「義務標準法」という）の一部を改正する法律の施行に伴い、国の学級編制基準が 35 人となることから、義務標準法に基づき 35 人学級編制を行う。
（国基準[35 人学級編制]＝県基準（はぐくみプラン）[35 人学級編制]）

○ 中学校 2～3 年生

（1）1 クラスの場合…アクティブクラス

40 人学級編制において、学年 1 学級で、かつ、生徒数が 36 人～40 人の学級に短時間勤務の教員 1 名を加配する。

（2）2 クラス以上の場合…35 人学級編制とアクティブクラスの選択制

40 人学級編制において、学年 2 学級以上で、かつ、1 学級当たりの平均生徒数が 35 人を超える学校は次のいずれかを選択する。

〈35 人学級編制〉

・35 人学級編制を実施した際の増加学級数に 1.5 を乗じた加配を行う。

〈アクティブクラス〉

・40 人学級編制において、1 学級の生徒数が 36 人以上の学級に短時間勤務の教員 1 名を加配する。ただし、3 名を上限とする。
・短時間勤務の教員 2 名は常勤教員 1 名に換算できる。

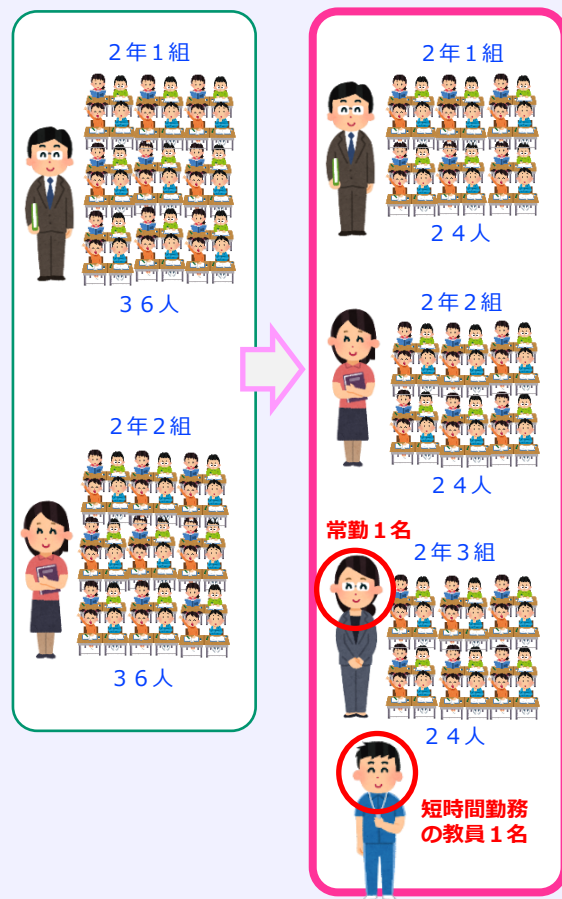
R8 35人学級編制とアクティブクラス

【参考資料④】

中学校2～3年生において、2学級以上で、かつ1学級当たりの平均生徒数が35人を超える学校は、35人学級を基本とします。（国基準40人）
ただし、学校の実情に応じてアクティブクラスとなる場合があります。

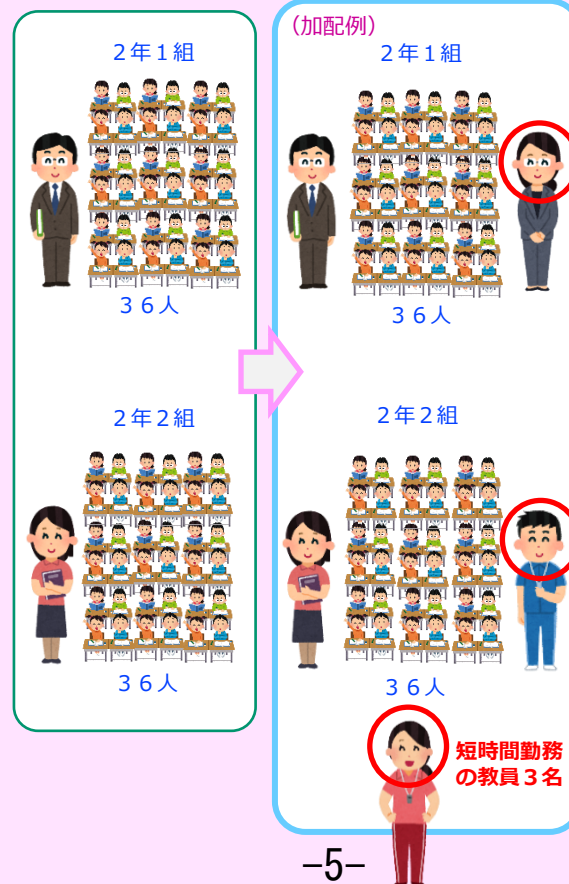
35人学級編制（例）

◇ 現2クラスの場合→3クラス



R8 アクティブクラス（例）

◇ 現2クラスのまま、教員を加配



◇ 現1クラスの場合

(36人～40人)

単級アクティブクラス

